

中小企業倒産防止共済法施行規則

昭和53年 3月10日 通商産業省 令 第6号

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

平成23年 4月 8日 経済産業省 令 第19号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 8日

第二章 共済金及び一時貸付金の貸付け等
(共済金を貸し付ける事態)
第十条の二 法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、共済契約者の取引の相手方たる事業者から売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（以下この条において「弁護士等」という。）が、共済契約者に対して書面によってする支払を停止する旨の通知とする。
2 前項の書面には、作成の年月日を記載し、弁護士等が署名し、又は記名押印しなければならない。

第二章 共済金及び一時貸付金の貸付け等
(共済金を貸し付ける事態)
第十条の二 法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一 共済契約者の取引の相手方たる事業者から売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（以下この条において「弁護士等」という。）が、共済契約者に対して書面によつてする支払を停止する旨の通知
二 共済契約者の取引の相手方たる事業者と当座取引を有する取引金融機関が、当該金融機関が手形交換を行つている手形交換所に対して書面によつてする災害により被害を受けたことで手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができず証券又は証書の支払を停止する旨の通知
2 前項の書面には、作成の年月日を記載し、第一号の手続にあつては弁護士等、第二号の手続にあつては当該金融機関を代表する者が署名し、又は記名押印しなければならない。

- 改正法・附則・題名 - ～ 平成23年 4月 8日 経済産業省 令 第19号～

施行日：平成23年 4月 8日

◆追加◆

附 則（平成二三・四・八経産令一九）

- 改正法・附則 - ～ 平成23年 4月 8日 経済産業省 令 第19号～

施行日：平成23年 4月 8日

◆追加◆

この省令は、公布の日から施行する。